

特定施設の設置・~~変更~~事前評価書

(汚濁負荷量が減少又は現状維持の場合)

申 請 人	(所在地)	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
	(名称)	住友化学株式会社
	(代表者の氏名)	代表取締役社長 岩田 圭一

1. 許可申請の概要

(1) 設置~~＝(変更)＝~~しようとする特定施設

R－766 中間体洗浄分液槽

特定施設の種類	法施行令別表第一第37号ロ 分離施設						
特定施設の能力	処理液量 20 トン/日						
工事の着手予定年月日	許可後直ちに						
工事の完成予定年月日	着手2か月後						
使用開始の予定年月日	完成後直ちに						
排出される汚水等の 汚染状態及び量	項目	PH	BOD	COD	SS	T-N	T-P
	通常	11～12	－	5,200	23	137	<0.01
	最大	11～13	－	6,760	30	180	<0.01
排出される汚水等の量	通常	5.1			最大	6.1	

注) 水量の単位：m³/日、汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

※特定施設の汚水等は、新居浜地区の新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理する。

(2) 汚水等の処理施設

①No. 1 総合排水処理施設 (変更なし)

設置年月日		昭和53年 8月31日								
工事の着手予定年月日		——年——月——日								
工事の完成予定年月日		——年——月——日								
使用開始の予定年月日		——年——月——日								
処理施設の種類		沈降分離処理								
処理施設の構造		鉄筋コンクリート製								
処理施設の型式		沈降分離処理								
処理施設の主要寸法		集水槽 縦 10m×横 10m×高さ 5m 沈降槽 縦 200m×横 10m×高さ 2.5m								
処理施設の能力		40,000m ³ /日								
汚水等の処理の方法		沈降分離処理								
処理施設の使用方式		連続								
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の値及び量	処理前	項目	水量	PH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	n-ヘキサン抽出物質
		通常	22,454	7.0~7.5	—	12.5	15.0	4.0	1.04	2以下
		最大	29,537	5.5~8.8	—	20.0	50.0	35.0	15.00	2以下
	処理後	項目	水量	PH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	n-ヘキサン抽出物質
		通常	22,454	7.0~7.5	—	12.5	15.0	4.0	1.04	2以下
		最大	29,537	5.5~8.8	—	20.0	50.0	35.0	15.00	2以下

注) 水量の単位: m³/日、汚染状態の単位: pH 以外は mg/L

※汚水等は、No. 1 排水口より排水される。

②No. 3 総合排水処理施設（変更なし）

設置年月日	昭和49年 6月 1日										
工事の着手予定年月日	——年——月——日										
工事の完成予定年月日	——年——月——日										
使用開始の予定年月日	——年——月——日										
処理施設の種類	沈降分離処理、中和処理										
処理施設の構造	土堰堤型式										
処理施設の型式	沈降分離処理、中和処理										
処理施設の主要寸法	沈降槽 95m×60m×深さ 2m 中和槽 48m×60m×深さ 2.2m										
処理施設的能力	50,000m ³ /日										
汚水等の処理の方法	沈降・中和処理										
処理施設の使用方法	連続										
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の値及び量 (変更なし)	処理前	項目	水量	PH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	n-ヘキサン抽出物質	
		通常	37,392	7.0~8.0	—	14.0	33.0	2.2	1.01	2以下	
		最大	40,988	5.5~8.8	—	20.0	500	35.0	15.00	2以下	
	処理後	項目	水量	PH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	n-ヘキサン抽出物質	
		通常	37,392	7.0~8.0	—	14.0	33.0	2.2	1.01	2以下	
		最大	40,988	5.5~8.8	—	20.0	50.0	35.0	15.00	2以下	

注) 水量の単位: m³/日、汚染状態の単位: pH 以外は mg/L

※汚水等は、No. 3 排水口より排水される。

(3) 許可申請の概要及び理由

本件は、菊本地区の特定施設の設置に関するものである。

発生する汚水等は新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理するため、菊本地区の排水及び汚濁負荷量の増加は無い。また当該施設における有害物質の使用等はない。

2. 排水口の位置及び数

20カ所 ・別添1参照（内 雨水排水口：18箇所）

3. 周辺公共水域の範囲及び環境基準

(1)周辺公共用水域の範囲 （別添2参照）



(2)水質環境基準の類型指定状況

pH、COD等

項目 \ 水域名	新居浜港 航路泊地 606-01	新居浜海域乙 609-01, 02	新居浜海域丙 610-05, 06
環境基準	C	B	A
達成期間	直ちに達成	5年以内	5年以内

全窒素、全リン

水 域	該当類型	達成期間
燧灘東部	Ⅱ	直ちに達成
燧灘北西部	Ⅱ	直ちに達成
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成

4. 排出水の汚染状態及び量

項目	区分	N O . 1 排水口				N O . 3 排水口			
		変更なし				変更なし			
		通常値	最大値			通常値	最大値		
pH		7.0～7.5	5.5～8.8			7.0～8.0	5.5～8.8		
BOD (mg/l)		—	—			—	—		
COD (mg/l)		12.5	20.0			14.0	20.0		
SS (mg/l)		15.0	50.0			33.0	50.0		
T-N (mg/l)		4.0	35.0			2.2	35.0		
T-P (mg/l)		1.04	15.00			1.01	15.00		
排水量 (m3/日)		22,454	29,537			37,392	40,988		

5. 汚濁負荷量の比較

項目	区分	N O . 1 排水口				N O . 3 排水口			
		変更なし				変更なし			
		通常値	最大値			通常値	最大値		
BOD (kg/日)		—	—			—	—		
COD (kg/日)		281.2	369.9			525.1	575.7		
SS (kg/日)		336.8	443.1			1233.9	1352.6		
T-N (kg/日)		90.1	118.5			82.1	90.0		
T-P (kg/日)		23.25	30.58			37.60	41.21		

(減少または現状維持の理由)

本件は、菊本地区の特定施設の設置に関するものである。

発生する汚水等は新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理するため、菊本地区の排水及び汚濁負荷量の増加は無い。

また、当該施設における有害物質の使用等はない。

6. その他参考事項

なし

○人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値	項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l 以下

(備考) 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

○生活の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	pH	COD	溶存酸素量	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0～8.3	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下

項目 類型	水生生物生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/l 以下

※環境基準点調査 別添2 参照

採水 地点	項目	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	油分 (mg /l)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)
ST-6 (A) 610-05	最小～最大 平均	8.1～8.3	7.4～12 9.2	1.8～2.7 2.3	—	<1～<1 <1	0.11～0.61 0.23	0.012～0.032 0.022
ST-7 (B) 609-01	最小～最大 平均	8.1～8.3	8.0～11 9.3	1.8～3.3 2.5	<0.5	—	—	—
ST-8 (C) 606-01	最小～最大 平均	8.1～8.5	7.7～14 10	1.8～3.8 2.6	—	—	—	—
ST-10 (C) 607-01	最小～最大 平均	8.0～8.3	7.3～10 9.1	1.9～3.0 2.4	—	—	—	—
ST-9 (B) 609-02	最小～最大 平均	8.1～8.4	7.7～11 9.5	1.8～3.4 2.5	<0.5	—	—	—
ST-12 (A) 610-06	最小～最大 平均	8.1～8.3	7.5～11 9.4	1.7～3.1 2.4	—	<1～<1 <1	0.12～0.23 0.17	0.010～0.033 0.021

調査機関 愛媛県

調査期間 令和4年4月～令和5年3月

新居浜海域水質調査地点

